

成島園ケアプランセンター運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人緑成会が開設する、成島園ケアプランセンター（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態または要支援状態にある高齢者に対し、適正な居宅介護支援を提供する事を目的とする。

(運営の方針)

第2条 この事業は、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営む事ができるように配慮して行う。

- 2 この事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。
- 3 指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者提供される指定居宅サービス等が特定の種類または特定の居宅サービス事業者に不当に偏する事のないよう、公正中立に行う。
- 4 この事業の運営に当たっては、保険者、老人福祉法に規定する老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努める。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 成島園ケアプランセンター
- (2) 所在地 山形県米沢市広幡町成島字窪平山2 1 2 0 番地 5

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（常勤職員、兼務）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 介護支援専門員 4名以上（常勤専従職員3名以上、常勤兼務1名以上）
介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供を行う。
- (3) 事務員 1名（常勤職員、兼務）
事務員は、必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、12月30日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- (3) 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(居宅介護支援事業の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額)

第6条 指定居宅介護支援事業の提供方法については、利用者の居宅を訪問する等、利用者及びその家族に面接して行い、内容は次のとおりとし、指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準（＝介護報酬告示）によるものとし、事業所の見やすい場所に掲示する。

- (1) 居宅サービス計画に係わる一連の支援提供
- (2) 指定居宅サービス事業者等との連絡調整、その他の便宜の提供

- 2 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要する交通費は、通常の実施地域を越えて1km毎（1km以下四捨五入）100円を徴収する。
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名を受ける事とする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、米沢市の区域とする。

(虐待の防止)

第8条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- 2 事業所における、虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ることとする。
- 3 事業所における虐待の防止のための指針を整備することとする。
- 4 事業所において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に（年2回以上）を実施することとする。
- 5 前4号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこととする。

- (その他運営に関する重要事項)
- 第9条 事業所は、介護支援専門員等の資質の向上を図るため研修の機会を設けるものとする。
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人緑成会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成11年12月1日から施行する。

平成12年8月1日 一部改正

平成15年3月10日 一部改正

平成24年4月1日 一部改正

平成28年4月1日 一部改正

平成30年7月1日 一部改正

平成31年4月1日 一部改正

令和4年4月1日 一部改正

令和6年4月1日 一部改正